

税の申告

1 私に申告が必要？丸わかりフローチャート

税の申告は基本的に自己申告となります。最終的にはご自身で内容に誤りがないかをご確認いただきますので、下記のフローチャートやチェックポイントを押さえて、正確な申告をお願いいたします。会場は混雑いたしますので、事前の準備で待ち時間短縮にご協力ください。

スタート

平成27年1月1日現在、上ノ国町に住んでいましたか？

いいえ

平成27年1月1日現在、住んでいた市町村へご確認ください。

はい

平成26年中に、どんな収入がありましたか？

非課税収入のみ
(遺族年金、障害年金、失業給付金など) **2**

2

収入なし

主に年金収入

主に給与収入

主に農業、営業、不動産、雑・一時所得 (青色申告を除く)

・町内在住の親族の税法上の扶養となっている。

・町外在住の親族の税法上の扶養となっている。

・年金収入のみで、148万円(65歳未満は98万円)以下である。

・年金収入額が149万円以上、400万円以下で、他の所得が20万円以下である。*

・年金収入以外の所得が20万円を超える。

・1カ所からの給与収入のみで、年末調整時の内容変更がない。

・給与収入のみで93万円以下。

・給与所得以外の所得が20万円以下である。

・給与収入が20万円を超える。

・2カ所以上からの給与の支払いを受けた。

・新規に住宅借入金等特別控除を受ける。

・年末調整をしていない。

・年末調整の内容に変更がある。

・医療費控除がある。

・新規に住宅借入金等特別控除を受ける。

・2カ所以上からの給与の支払いを受けた。

・給与収入が20万円を超える。

・給与所得以外の所得が20万円を超える。

- 町・道民税の申告、所得税の確定申告をする必要はありません。
【国民健康保険加入者は、低所得者軽減措置等がありますので町・道民税の申告を必ず行ってください。】
- 町・道民税の申告をする必要があります (所得税の確定申告をする必要はありません)。
※源泉所得税が還付になる場合、所得税の申告が必要な場合があります。
- 所得税の確定申告をする必要があります。

※個々人の状況によって、フローチャートと異なるケースもございますので、不明な点はお問い合わせください。

町に所得情報などが無いと、あらゆる面で不都合が生じる場合があります。無収入でも必要な方は申告してください。

- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減判定が受けられません。
- 介護保険料の段階を決定する際に正しく算定されません。
- 所得証明書などの交付が受けられません。

★各種証明書はご本人の申告または給与や年金の支払い元からの報告が本町になければ交付することが出来ませんので、あらかじめご了承ください。

